

宮崎県教育研究連合会

管理職等任用試験練習問題(2023年度版)

(問題編)

- I 練習問題です。事前配布した場合は、研修会当日までに、各自で、内容を研究しておいで下さい。研修会では、模範解答を示し、内容を検討します。ただし、問題数が多いので、全ての問題について、事前に検討する時間はないかと思えます。問題に目を通すだけでも結構です。
- II 他にもや内容を欲張りすぎたので、相当に、設問が多くなりました。また、解答欄が、狭いかも知れません。その場合は、別紙等をお願いします。
- III 全て(校長・教頭 共用)として作問してあります。しかし、設問によっては、「教頭として」等の指定があるものもあります。その場合は、各自の受験される職種に読み替えての解答をお願いします。
- IV 解答編に示した解答例は、必ずしも、模範解答や正解ではありません。解答例を批判的に、評価者の目で読んで、是非を問い直し、自分ならどう書くかを考えてみてください。
- V 今回の内容は以下の通りです。昨今の動向を踏まえた内容項目を中心に作問しました。
- 1 新時代の特別支援教育(1)～(2)
 - 2 GIGAスクール構想(3)～(4) (※追加版)
 - 3 コミュニティスクール(1)～(2)
 - 4 ESD/SDGs(1)～(2)
 - 5 児童生徒に対するわいせつ行為の防止(1)～(3)
 - 6 「生徒指導提要」の改訂とこれからの生徒指導
 - 7 教師不足と多様な人材のマネジメント
 - 8 組織として対応できる校内体制の確立
- ※2は2022年版への追加版、3は2022年版の増補改訂版です。

参考文献

- | | |
|---|-----------------|
| ・宮崎県教育関係者必携(令和2年度版) 宮崎県教育庁教育政策課編 | (第一法規・2020年) |
| ・教育法規便覧(令和2年度版) 窪田眞二・小川友次著 | (学用書房・2020年) |
| ・2023学校管理職選考試験問題集 学校管理職研究会編 | (教育開発研究所・2021年) |
| ・2019学校管理職選考合格論文対策集 学校管理職研究会編 | (教育開発研究所・2019年) |
| ・(月刊)教職研修 2022年6月号 他・ | (教育開発研究所) |
| ・(月刊)別冊教職研修・学校管理職合格セミナー 2022年1月号、6月号 他 | (教育開発研究所) |
| ・(月刊)総合教育技術 令和4年版 管理職試験演習問題と対策 2022年6月号増刊 | (小学館) |

1 新時代の特別支援教育の在り方(1)

令和3年1月の中央教育審議会答申において、「新時代の特別支援教育の在り方」が掲げられました。これについて、以下の問いに答えなさい。

- (1) 障がいのある子供の学びの場の整備・連携強化に関して、取り組むべき重要な観点が5つ示された。これについて、簡潔に述べよ。
- (2) 教師の専門性に関しては、特に「全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性」が強調されている。勤務校の課題をいくつか挙げ、教師の専門性の向上に向けてどのように取り組みを進めるか、述べなさい。
- (3) 支援の充実には、教育環境の整備も重要である。教育環境の整備を図るにはどうすれば良いか、あなたの考えを述べなさい。

1 新時代の特別支援教育の在り方(2)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)により、公立学校においても不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、「合理的配慮」の提供が求められています。あなたは教頭としてこのことをどのように受けとめ、その実現に向けてどのように取り組んでいくか、具体的に述べなさい。

2 GIGA スクール構想(3) 2022年版への追加版

学習指導要領に示された児童生徒の資質・能力の育成に向けて、ICTを最大限に活用しながら、誰一人取り残すことなく「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図ることが求められている。あなたは、教頭として赴任した学校で①～③のような課題に直面したとき、どのように取り組むか、解決策をそれぞれ具体的に書きなさい。

【事例】

学年・学級により若干の差はあるものの、全体的に子供たちは積極的に発言をしたり、活発に班の話し合いに参加したりしている。全ての教員が、めあての提示と振り返りの場面を設定した授業を行っており、昨年度には子供たち一人一人に1台ずつタブレット端末が配備された。また、子供たちの学習や生活に関する状況について、教員間で日常的に情報交換が行われるなど、教員の雰囲気は良好である。

- ① 若手の教員を中心に、毎時間タブレット端末を活用した授業を実践する教員がいる一方で、ほとんど端末を使わない講義型の授業を行っている教員もいる。
- ② 子供たちがタブレット端末を家庭に持ち帰り、学習できるようにした方がよいと考える教員と、生活の乱れやいじめ等の生徒指導上の問題の発生を懸念して、端末を持ち帰らせることに否定的な教員がいる。
- ③ 保護者から、健康面への影響や不適切なサイトへのアクセス等、子供たちが家庭でタブレット端末を使うことには不安があるなどの意見が寄せられている。

2 GIGA スクール構想(4) 2022年版への追加版

文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」等に基づき、ICTを基盤とした先端技術を活用して、あなたは、校長として、勤務校でのICT機器等を活用した教育の推進について、どのように取り組みたいと考えるか。本構想及び学習指導要領にもふれながら、これまでの自身の取組を踏まえ、具体的に述べなさい。(R21 千葉県)

3 コミュニティスクール(1) 2020年版の増補改訂版

令和4年3月14日、文部科学省の「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」は最終まとめを公表し、コミュニティ・スクールの更なる推進に向けた様々な支援策が提言された。本県でも、「みやぎきの地域と学校の連携・協働の推進(手引き)」を令和2年11月に発刊し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に努めているところである。これについて、次の設問に答えなさい。

- (1) 学校運営協議会の根拠法令は何法何条か。
- (2) 学校運営協議会の主な役割を3つ述べなさい。
- (3) 地域学校協働活動とは何か、その根拠法令を示し、簡潔に述べよ。
- (4) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組みを導入することによるメリットを、「当事者」「共有」「支援」の3つの語句を使って述べなさい。
- (5) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入にあたって、管理職が果たす役割について、述べなさい。

3 コミュニティスクール(2) 2020年版の増補改訂版

学校は、子どもたちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割のみならず、地域コミュニティの拠点としての役割を果たしていかなければならない。そして、学校は、家庭・地域と積極的に向き合い、総掛かりで子どもたちを育む「地域とともにある学校」に転換していくことが求められています。そのためには、これまでのような一方的に家庭・地域が学校や子どもたちを支援するという関係ではなく、学校を地域の教育の核にするという認識が重要です。そこで、あなたは校長として、どのように地域とともにある学校づくりを進めていくか、学校を地域の教育の核にするという視点から、コミュニティスクールへの移行も踏まえて、具体的に述べよ。

4 ESD/SDGs(1)

持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development: ESD)が話題となっている。これについて、以下の問いに答えよ。

(1) ESDの定義を簡潔に説明せよ。

(2) ESD では、持続可能な社会づくりを構成する「6つの視点(構成概念)」を軸とし、持続可能な社会づくりに関わる課題を見出し、課題解決に必要な「7つの能力・態度」を身につけさせようとしている。①「6つの視点(構成概念)」、及び、②「7つの能力・態度」をすべて列挙せよ。

(3) ESDは、小学校から大学に至るまでのすべての教育段階において推進されており、新学習指導要領や第3期教育振興基本計画においてもESDの目的である「持続可能な社会の創り手」が掲げられています。あなたは、教頭として「持続可能な社会の創り手」の育成を目指してどのような取り組みを行いますか。ESDの目標、ESDで育みたい力にふれながら、これまでの自身の取り組みを踏まえ、具体的に述べなさい。

4 ESD/SDGs(2)

SDGsが世界的に共有される中、政府は2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すと宣言しました。新学習指導要領や第3期教育振興基本計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」が求められています。あなたは、校長として、SDGsを踏まえて、どのように学校経営を行いますか？ 具体的に述べなさい。

5 児童生徒に対するわいせつ行為の防止(1)

令和3年6月4日「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布された。これについて、以下の問いに答えよ。

(1) この法律の目的を述べよ。

(2) この法律について、以下の文が正しければ○を、正しくない場合は×、及び、間違いを指摘せよ。

- ① この法律の対象となる「児童生徒等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する 18歳未満の者であり、学校に在籍していない子供は対象とはならない。
- ② 教育職員は、児童生徒の同意の有無にかかわらず、本法に定める「児童生徒性暴力等」をしてはならない。
- ③ 本法では、教員による児童生徒等へのわいせつ行為等を「児童生徒性暴力等」として禁止しているが、性的な言葉により児童生徒を不快にさせる行為は、この法律の適用外である。
- ④ 児童更衣室に盗撮目的でカメラを設置することも、この法律でも禁止されている。
- ⑤ 自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持する行為は、「児童生徒性暴力等」にあたる。
- ⑥ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、登下校中を含めた学校の管理下において教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない。
- ⑦ 児童生徒等から学校職員からわいせつ行為を受けているとの相談を受けた教育職員は、犯罪の事実がある場合は、速やかに、所轄警察署に通報しなければならない。
- ⑧ 都道府県知事は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針を定めなければならない。
- ⑨ 児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職となり、教員免許状が失効となった者でも、当該失効の日から3年を経過すれば申請により免許状を取得できる。

(3) この法律に規定されている「データベース」とは何か。

5 児童生徒に対するわいせつ行為の防止(2)

令和3年6月4日「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布された。これについて、以下の問いに答えよ。

(4) 児童生徒性暴力等の事案が発生した場合、学校がとらなければいけない対応について、この法律には複数示されているが、その中から箇条書きで3点述べなさい。

(5) 令和3年6月、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布されるなど、教員のわいせつ行為について国民のより厳しい目が向けられている。あなたが教頭として赴任した学校において、性暴力等から子供たちを守る視点で、児童生徒と教員の関わり方について改めてルールづくりを行うよう、校長から指示があった。そこで、この法律が制定された背景についてあなたの考えを述べた上で、どのようなルールづくりを行うか、具体的に述べなさい。新型コロナウイルスに関連した感染症対策に係る、以下の問いに答えなさい。

(6) この法律で、設置が推奨されている「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」について、説明しなさい。

5 児童生徒に対するわいせつ行為の防止(3)

令和3年6月4日「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布された。これについて、以下の問いに答えよ。

(7) 令和2年度文部科学省の調査では、児童生徒等に対するわいせつ行為により懲戒処分を受けた教職員は96人でした。児童生徒を守り育てる立場にある教職員による児童生徒へのわいせつ行為は、決してあってはならないことです。あなたは校長として、教職員のわいせつ行為撲滅のために、具体的にどのように取り組めますか。

6 「生徒指導提要」の改訂とこれからの生徒指導

令和4年3月29日、文部科学省の協力者会議は「生徒指導提要」の改訂試案を公表した。実際の改訂版の公表は本年夏に延期されたものの、前回改訂(平成22年)から、12年ぶりの改訂となる。

- (1) 今回の改訂試案では、生徒指導に取り組む上での留意点の第1に、教師に「児童の権利」の四つの原則の理解を求めている。このことについて、簡潔に説明しなさい。
- (2) 今回の改訂試案では、従来の生徒指導にありがちな、課題の起きはじめの対応(即応的)や、課題が起こったからの対応(解決的)などに対して、どうしたら起きないかに注力することの大切さを述べている。これらの事をふまえ、あなたの学校の生徒指導上の課題を挙げ、その解決に向けて、校長としてどのような学校経営をおこなうか、述べなさい。

7 教師不足と多様な人材のマネジメント

令和4年1月の文部科学省「教師不足に関する実態調査」では、令和3年度の始業日時点で、必要な教師数が確保できない「教師不足」が、全国で2,558人発生していることが明らかになった。このことについて、以下の問いに答えなさい。

- (1) このような状況を鑑み、文部科学省は「教師不足に対応するための教員免許状等に係る留意事項について」という事務連絡文書を発出している。この概要とそれに伴う学校経営上の課題を挙げなさい。
- (2) あなたが校長として赴任することになった学校は、1学年が50～60人程度の中規模の小学校です。しかし、前校長との引継では、学級担任14名の内、1名が新規採用、もう1名は昨年度採用、さらに、4名が臨時的任用常勤講師(育休補充を含む)という状況であり、加えて、専科等の職員にも2名の臨時的任用の非常勤講師がいるとの話でした。何とか、前年度中に、臨時的任用職員の数だけは確保出来たものの、いずれも、学校での勤務経験がほとんど無い、または、非常に少ない職員で、指導力等の面は未知数です。加えて、学習指導員1名、特別支援教育支援員1名、サポートスタッフ1名も、今年度からの新たな任用です。一方で、教頭、主幹教諭(教務主任)以下、経験豊かで、指導力の高い職員も4・5名います。このような人的環境を踏まえて、あなたは、人材のマネジメントをどう行っていきますか？ 基本的な考え方、及び、具体策を述べなさい。

8 組織として対応できる校内体制の確立

あなたは、新任教頭としてある中学校に赴任しました。4月下旬のある日、新規採用から2年目の若手教員が、授業をどのように展開したらよいのか、それに伴い日々の授業や単元の評価をどのようにしたらよいのか等、授業研究について一人で悩んでいる姿を職員室で見かけました。また、学年会で話題となっていた不登校生徒への対応、SNS上のトラブル、及び、授業を妨害する生徒の存在など、生徒指導上の問題等の事案が、各学年主任・生徒指導主事から管理職には十分に報告されておらず、学校全体として共通理解・共通指導が図られていないことにも気づきました。教頭として、このような職員体制を改善するためには、具体的にどのような取り組みを行いますか。あなたの考えを書きなさい。

年版	問題番号	出題内題	改訂等
2015	201501	校長の職務	
2015	201502	校長の指導力	
2015	201503	教頭の職務	
2015	201504	教頭の指導力	
2015	201505	児童虐待	→改訂・202005
2015	201506	学級編成	
2015	201507	教員の多忙感解消	→改訂・201809
2015	201511	特別支援教育	→改訂・202004
2015	201512	保護者からのクレーム対応	
2015	201513	教員の資質・能力の向上	→改訂・201607
2015	201514	身分上の義務	
2015	201515	セクシャル・ハラスメント	→改訂・202105
2015	201516	分限処分	
2015	201517	教職員のメンタルヘルス	
2015	201518	いじめ防止対策推進法	→改訂・201601
2015	201519	いじめ問題	→改訂・202205
2015	201520	ネット上のいじめ問題	→改訂・202205
2016	201601	いじめ防止	201518の改訂版→改訂・201601
2016	201602	児童生徒への懲戒	
2016	201603	体罰問題	→改訂・201907
2016	201604	道徳教育の充実	→改訂・201903
2016	201605	教科用図書	
2016	201606	信頼される学校づくり～保護者・地域との連携	
2016	201607	信頼される学校づくり～教職員の資質の向上	201513の改訂版
2017	201701	「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習指導方法の改善	
2017	201702	「アクティブ・ラーニング」を重視した授業改革の推進	
2017	201703	多様な学校課題に対応する「チーム学校」の確立	
2017	201704	「特別の教科道徳」	→改訂・201903
2017	201705	カリキュラム・マネジメントの確立	→改訂・201806
2017	201706	障害者差別解消法の制定	
2017	201707	有権者教育の充実	
2017	201708	児童生徒関係の諸問題	
2018	201801	学力の向上	
2018	201802	次期学習指導要領の実施	→改訂・201902
2018	201803	「主体的・対話的で深い学び」の実現	
2018	201804	チームとしての学校づくりの推進	
2018	201805	社会に開かれた教育課程	
2018	201806	カリキュラム・マネジメントの確立(1)・(2)	201705の改訂版
2018	201807	中堅教諭等資質向上研修※旧「10年経過研修」	
2018	201808	教職員のキャリアデザイン	
2018	201809	教職員の多忙化解消	201507の改訂版→改訂・201905・06
2018	201810	コンプライアンスの推進	→改訂・202008
2018	201811	児童生徒の自殺予防	
2019	201901	チーム学校体制をふまえた組織マネジメント	201804の関連問題
2019	201902	新学習指導要領の趣旨の共通理解	201802の改訂版
2019	201903	道徳教育の充実(1)・(2)	201704の改訂版
2019	201904	教育公務員特例法の改正に伴う教員研修の改善	
2019	201905	働き方改革に向けた教員の意識改革	201809の改訂版→改訂・202001
2019	201906	教員の働き方改革(1)・(2)	201809の改訂版→改訂・202001
2019	201907	体罰の根絶	201603の改訂版→改訂・202007
2019	201908	命を守る教育	201811の関連問題
2019	201909	中学校における適切な部活動の運営(部活動ガイドライン)	
2019	201910	小学校における外国語教育・プログラミング教育	

年版	問題番号	出題内題	改訂等
2020	202001	学校における働き方改革(1)・(2)・(3)	201905・06の改訂版
2020	202002	学校における働き方改革(1)・(2)	宮崎県版
2020	202003	新学習指導要領下での学習評価のあり方	
2020	202004	特別支援教育の充実	201501の改訂版
2020	202005	児童虐待(1)・(2)	201505の改訂版
2020	202006	地域創生を踏まえた「地域とともにある学校」(1)・(2)	
2020	202007	体罰の撲滅(1)・(2)	201907の改訂版
2020	202008	コンプライアンスの推進	201810の改訂版
2021	202101	学校における働き方改革(1)(2)(3)	202001・02の改訂版→改訂・202201
2021	202102	第3期教育振興基本計画	
2021	202103	宮崎県教育振興基本計画の改定	
2021	202104	パワーハラスメント(1)(2)	
2021	202105	セクシュアルハラスメント等	
2021	202106	キャリア教育の推進とキャリア・パスポート	
2021	202107	児童虐待	202005の関連問題
2021	202108	感染症等に係る対応(1)(2)	→改訂・202204
2022	202201	学校における働き方改革(1)～(5)	202101の改訂版
2022	202202	G I G Aスクール構想(1)～(2)	→追加202302
2022	202203	令和の日本型学校教育(1)～(2)	
2022	202204	新型コロナウイルス感染症対応(1)～(4)	202108の改訂版
2022	202205	いじめ防止対策(1)～(2)	201601の改訂版
2023	202301	新時代の特別支援教育(1)～(2)	
2023	202302	G I G Aスクール構想(3)～(4)	202202の追加版
2023	202303	コミュニティスクール(1)～(2)	202006の増補改訂版
2023	202304	ESD/SDGs(1)～(2)	
2023	202305	児童生徒に対するわいせつ行為の防止(1)～(3)	
2023	202306	「生徒指導提要」の改定とこれからの生徒指導	
2023	202307	教師不足と多様な人材のマネジメント	
2023	202308	組織として対応できる校内体制の確立	